

小規模企業共済掛金の掛金月額変更（減額）のご案内

小規模企業共済の掛金については、ご契約者様からの申し出より、1,000円から7万円の範囲（500円単位）で、減額することが可能となっております。

<締切及び適用月について>

毎月20日（20日が休日の場合は直前の営業日）までに中小機構必着で返送いただきますと、当月分からの減額適用となります。

※12月のみ、15日に中小機構必着となりますのでご注意ください。

例：機構着 令和2年5月20日 適用 令和2年5月の掛金
機構着 令和2年5月21日 適用 令和2年6月の掛金

なお、当月分の口座請求金額は変更ができないため、お申込み当月は減額変更前の掛金額の引落しを行った上で、翌月以降の掛金額に充当する調整をさせていただきます。

ただし、未納掛金もしくは前納掛金がある場合は、上記にあてはまりません。

例：57,000円の掛金の方が10,000円に変更した場合の請求イメージ

※5月減額適用で、5月18日に引落としとなった場合

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
請求（引落）額	57,000円	請求なし	請求なし	請求なし	請求なし	3,000円	10,000円
充当調整内容	5月から掛金額が10,000円に減額されるため、5月に引落済の57,000円が各月の掛金として充当されます。 充当内訳： 5～9月分 10,000円×5か月=50,000円 10月分 7,000円 そのため、5～9月分は掛金の請求は発生しません。 また、10月は不足分の3,000円が請求されます。						充当処理はありません。

<手続き方法>

「新型コロナウイルス感染症に係る小規模共済制度の特例措置について」(https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_r2covid19_s.html#kakekin)に掲載されている申込書様式「小規模企業共済 掛金月額変更申込書（減額）」に必要事項をご記入のうえ、中小機構（下記）に直接送付してください。（取扱機関に提出する必要はありません。）

（送付先）〒105-8453

東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 小規模共済契約課